

青森市ふぐ取扱指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふぐの取扱いを適正に行うことにより、本市におけるふぐによる食中毒の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 処理 人の健康を損なわないように、ふぐの卵巣、肝臓等の有毒部位を除去し、無毒化することをいう。
- (2) ふぐ処理者 第4条の規定により市長の認定を受け、ふぐを食用の目的で処理を行う者をいう。
- (3) ふぐ処理営業 業としてふぐの処理を行うことをいう。
- (4) ふぐ処理営業者 第6条の規定により青森市保健所長（以下「保健所長」という。）から、ふぐ処理営業届出済証が交付された者をいう。
- (5) ふぐ処理施設 飲食店営業、魚介類販売業（臨時に営業する魚介類販売業を除く。）、水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業を行う営業に係る施設で、第6条の規定により保健所長から、ふぐ処理営業届出済証が交付された施設をいう。

(試験)

第3条 市長は、ふぐの処理を行おうとする者に、ふぐの処理に必要な知識及び技術等の確認のため、試験を実施するものとする。

- 2 市長は、前項の試験に代わるものとして、市長以外の者が行う試験を指定することができる。
- 3 第1項の試験の実施及び前項の試験の指定に関して必要な事項は、別に定める。

(ふぐ処理者の認定)

第4条 市長は、次のいずれかに該当する者をふぐ処理者として認定する。

- (1) 第3条に規定する試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者
 - (2) 他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「他の都道府県知事等」という。）が実施する「ふぐの処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号）別添に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者
- 2 市長は、前項の者からふぐ処理者認定証交付申請書（様式第1号）の提出があったときは、内容を審査し、ふぐ処理者認定証交付台帳（様式第2号）

に記載するとともに、ふぐ処理者認定証（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 ふぐ処理者は、前項の認定証を亡失し、又はき損したときはふぐ処理者認定証亡失・き損届（様式第4号）により、記載事項に変更が生じたときはふぐ処理者認定証変更届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、認定証を再交付するものとする。
- 5 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、親族又はその他の同居者は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

（認定の取消及び停止）

第5条 市長は、ふぐ処理者が次のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消し、又は期間その他の条件を定めて停止することができる。この場合において、前条第1項第2号により認められた者に対し、認定の取消し又は停止をするときは、最初に認定した他の都道府県知事等にその旨を情報提供する。

- （1）不正な手段で認定を受けたとき。
- （2）「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け厚生省環境衛生局長通知。以下「局長通知」という。）の2に掲げる事項を怠ったとき。
- （3）ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。

（ふぐ処理営業の届出等）

第6条 ふぐ処理営業を行おうとする者は、ふぐ処理営業届（様式第6号）に、ふぐ処理者を証する書類を添付し、保健所長に届け出なければならない。

- 2 保健所長は、前項による届出があったときは、その保有する公簿等により当該ふぐ処理施設における食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による営業の許可に係る状況等を確認の上、ふぐ処理施設台帳（様式第7号）に記載するとともに、ふぐ処理営業届出済証（様式第8号。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。
- 3 ふぐ処理営業者は、交付された届出済証を、ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しておかななければならない。
- 4 ふぐ処理営業者は、届出済証を亡失し、又はき損したときは、ふぐ処理営業届出済証亡失・き損届（様式第9号）を速やかに保健所長に届け出なければならない。
- 5 ふぐ処理営業者は、第1項の規定により届け出た事項のうち次の各号のいずれかに変更を生じたときは、ふぐ処理営業変更届（様式第10号）に届出済証を添えて速やかに保健所長に届け出なければならない。
 - （1）営業者名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）
 - （2）営業所の名称
 - （3）ふぐ処理者氏名

- 6 保健所長は、前2項の規定による届出を受けたときは、届出済証を再交付するものとする。
- 7 ふぐ処理業者は、ふぐ処理営業を廃止した場合は、速やかにふぐ処理営業廃止届（様式第11号）に届出済証を添えて、保健所長に届け出なければならない。
- 8 ふぐ処理業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居親族その他の同居者は、速やかに届出済証を保健所長に返還しなければならない。

（ふぐ処理）

第7条 ふぐの処理は、ふぐ処理施設で行わなければならない。

- 2 ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設ごとに、1人以上専任のふぐ処理者を置かなければならない。
- 3 ふぐ処理業者は、ふぐの処理をふぐ処理者以外の者に行わせてはならない。ただし、ふぐ処理者の立ち会いのもとに、その指示を受けてふぐの処理に従事する者についてはこの限りでない。
- 4 ふぐ処理業者は、取り扱うふぐの種類、仕入れ先、取扱量及び販売先等についてふぐ取扱記録表（様式第12号）を参考に記録及び保管するものとする。
- 5 ふぐ処理者は、常にふぐの処理に関する衛生知識及び技術の向上に努めなければならない。
- 6 ふぐ処理業者は、局長通知に掲げるふぐ処理に当たっての遵守事項を監督しなくてはならない。

（処理に係る遵守事項）

第8条 処理に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 処理により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位は、局長通知の別表1によること。
- (2) 原料ふぐの選別を厳重に行い、特にドクサバフグ等魚体すべてが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを確実に排除すること。
- (3) 卵巣、肝臓等の有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- (4) 除去した卵巣、肝臓等の有毒部位は、焼却等により確実に処分すること。
- (5) 処理に用いた包丁、まな板等の器具は、処理作業中であっても、必要に応じ、飲用に適する水で十分洗浄すること。
- (6) 凍結したふぐを使用する場合は、凍結及び解凍に伴うふぐ毒の有毒部位から筋肉部への移行残留を防止するため、次の事項を遵守すること。
 - イ 凍結は氷結晶最大生成圏を速やかに通過させる急速凍結によることとし、グレーズは十分かけるとともに、できる限り、内臓を除去した状態で凍結すること。
 - ロ 凍結保管は、マイナス18℃以下の低温下で行い、保管中は温度の変動を少なくすること。
 - ハ 解凍は流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちに処理に供する

こと。

ニ 再凍結は行わないこと。

(販売)

第9条 ふぐは、処理されたものでなければ、販売できないものとする。ただし、未処理のふぐをふぐ処理業者又は都道府県知事等によって認められた者に販売する場合は、この限りではない。

2 内臓を除去し、皮をはいだふぐ（以下「みがきふぐ」という。）は、卵巣、肝臓等の有毒部位を完全に除去したものでなければ、販売できないものとする。

(表示)

第10条 食用の目的で取扱うふぐ又はふぐの加工品には、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下この条において「食品表示基準」という。）に従い必要な事項を表示するものとする。この場合において、原料ふぐの種類を表示は、食品表示基準による標準和名を用い、標準和名である旨を表示するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日の前日までに、この要綱による改正前の青森市フグ取扱指導要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の青森市フグ取扱指導要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年3月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日の前日までに、この要綱による改正前の青森市フグ取扱指導要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の青森市フグ取扱指導要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の実施の際現に存するこの要綱による改正前の様式による用紙は、

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 4 この要綱による改正後の青森市フグ取扱指導要綱第9条の規定によるフグの加工品等への表示については、この要綱の実施の際現に当該加工品等を販売しようとするフグ取扱業者が、その保有する包材を速やかに使い切ることができることと認められ、かつ、当該包材を用いた製品が長期間市場に滞留することがないと認められる場合に限り、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該包材を用いて加工品等への表示を行うことができる。

附 則

(実施期日等)

- 1 この要綱は、平成25年4月12日から実施し、平成23年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日の前日までに、この要綱による改正前の青森市フグ取扱指導要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の青森市フグ取扱指導要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月21日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に改正前の青森市フグ取扱指導要綱に規定する青森市フグ取扱講習会受講証の交付を受けている者は、この要綱による改正後の青森市フグ取扱指導要綱に規定するフグ処理取扱者とみなす。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年3月17日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の青森市フグ取扱指導要綱に規定するフグ処理取扱者である者は、この要綱による改正後の青森市ふぐ取扱指導要綱に規定するふぐ処理者とみなす。

ふぐ処理者認定証交付申請書

青森市長 様

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

青森市ふぐ取扱指導要綱第4条第2項の規定により、ふぐ処理者認定証を交付願います。

認定証送付先住所 (住所と異なる場合)	
未成年にあつては、 その法定代理人の 氏名及び住所	法定代理人氏名 法定代理人住所
合格証等発行年月日	青森市 その他（ ） 合格証等番号 第 号 合格証等発行年月日 年 月 日
備 考 (勤務先、許可業種等)	

※次の書類を添付すること

- (1) ふぐ処理者認定試験合格証又は他の都道府県知事等が行った試験に合格した者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類又は免許証（認定証）
- (2) 発行から6ヶ月以内の戸籍抄（謄）本又は住民票（戸籍記載）の写し

様式第2号（第4条関係）

ふぐ処理者認定証交付台帳

氏名	生年月日	住所	電話番号	交付年月日	認定証番号

様式第3号（第4条関係）

第 号

ふぐ処理者認定証

青森市ふぐ取扱指導要綱第4条第1項の規定により、ふぐ処理者であることを証する

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

青 森 市 長 印

ふぐ処理者認定証亡失・き損届

青森市長 様

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

ふぐ処理者認定証を亡失・き損しましたので、青森市ふぐ取扱指導要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

認定証交付年月日	年 月 日
認定証番号	第 号
備考	

注 き損の場合にあつては、き損したふぐ処理者認定証を添付すること。

ふぐ処理者認定証変更届

青森市長 様

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

ふぐ処理者認定証の内容に変更が生じたので、青森市ふぐ取扱指導要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

認定証交付年月日		
認定証番号		
変更年月日		
変更内容等	変更前	
	変更後	
	変更理由	
備考		

ふぐ処理営業届

青森市保健所長 様

届出者住所

届出者氏名

生 年 月 日

ふぐ処理営業を行いたいので、青森市ふぐ取扱指導要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

ふ り が な 営 業 者 名	
ふ り が な 営 業 所 の 名 称	
ふ り が な 営 業 所 所 在 地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項 の規定による営業の許可等	飲食店営業・魚介類販売業・水産製品製造業 ・複合型そうざい製造業・複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名 及び 認定証番号	
	年 月 日交付 第 号
有毒部位の廃棄方法	焼却 ・ 廃棄物取扱業者へ委託 その他 ()
(備考)	

※ふぐ処理者を証する書類を添付すること。

ふぐ処理施設台帳

営業者名		
営業者住所		
営業所の名称		
営業所所在地		
営業所電話番号		
届出済証 交付年月日		
届出済証番号		
食品衛生法第55 条第1項の規定に よる営業の許可等		
ふぐ処理者氏名	生年月日	認定証番号 (既存ふぐ処理者については、講習会 受講証番号)
有毒部位の廃棄方法		
(備考)		

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

第 号

ふぐ処理営業届出済証

青森市ふぐ取扱指導要綱第6条第2項の規定により、ふぐ処理営業について届出済みであることを証する。

営 業 者 名

営 業 所 の 名 称

営 業 所 所 在 地

営 業 の 許 可 等

ふぐ処理者の氏名及び番号

青 森 市 保 健 所 長 印

ふぐ処理営業届出済証亡失・き損届

青森市保健所長 様

届出者住所

届出者氏名

交付済みのふぐ処理営業届出済証を亡失・き損しましたので、青森市ふぐ取扱指導要綱第6条第4項の規定により届け出ます。

営 業 者 名	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 所 在 地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可等	飲食店営業・魚介類販売業・水産製品製造業 ・複合型そうざい製造業・複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名 及び 認定証番号	
	年 月 日交付 第 号
有毒部位の廃棄方法	焼却 ・ 廃棄物取扱業者へ委託 その他 ()
(備考)	

※き損の場合は、き損したふぐ処理営業届出済証を添付すること。

青森市保健所長 様

届出者住所

届出者氏名

ふぐ処理営業変更届

ふぐ処理営業の届出内容に変更が生じたので、青森市ふぐ取扱指導要綱第6条第5項の規定により届け出ます。

ふりがな 営 業 者 名		
ふりがな 営 業 所 の 名 称		
ふりがな 営 業 所 所 在 地		
交 付 年 月 日		年 月 日
ふぐ処理営業 届出済証番号		第 号
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項		営業者名 営業所名称 営業所所在地 営業許可等 ふぐ処理者
変 更 内 容 等	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 理 由	
(備考)		

- ※1. ふぐ処理営業届出済証を添付すること。
- 2. ふぐ処理者の変更の場合は、ふぐ処理者を証する書類を添付すること。

様式第11号（第6条関係）

年 月 日

青森市保健所長 様

届出者住所

届出者氏名

電話番号

ふぐ処理営業廃止届

ふぐ処理営業を廃止することとしましたので、青森市ふぐ取扱指導要綱第6条第7項の規定により届け出ます。

営業者名	
営業所の名称	
営業所所在地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可等	飲食店営業・魚介類販売業・水産製品製造業 ・複合型そうざい製造業・複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名 及び 認定証番号	年 月 日交付 第 号
(備考)	

※ふぐ処理営業届出済証を添付すること。

